

基政発 0328 第 4 号

平成 24 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

( 契 印 省 略 )

医療労働専門相談員の設置に当たって留意すべき事項について

医療労働専門相談員の設置については、平成 24 年 3 月 27 日付け地発 0327 第 11 号・基発 0327 第 8 号により通知したところであるが、新たに定められた医療労働専門相談員証票の交付に当たっては、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

医療労働専門相談員証票を交付する際には、別紙 1 を医療労働専門相談員に配布するとともに、別紙 2 の管理簿による管理を行うこと。

医療労働専門相談員証票について

- 1 医療労働専門相談員証票（以下「専門相談員証票」という。）は、医療機関等を訪問するときは携帯し、面接者の請求があったときは、呈示しなければならない。
- 2 専門相談員証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 専門相談員証票を紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
- 4 専門相談員証票は、新たな専門相談員証票の交付を受けたとき、又は医療労働専門相談員を解任されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。

